

平成 24 年第 2 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成24年6月11日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二
 書記 佐藤ちはる

議 事

議長

ただいまの出席議員は、８名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 24 年第 2 回更別村議会定例会を開会いたします。

(10 時 00 分)

村長より招集の挨拶があります。

岡出村長

村　　長

本日ここに、平成24年第2回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げますところ、議員各位には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

東日本大震災から 1 年を経て、「元気な日本」をと、震災復興に踏み出すも、今なお、瓦礫処理など課題も多く、また、原発に対する根強い国民不安と安全性の検証から、泊原発も全面停止となり、北海道においては、夏場の電力不足対策として、7%の節電要請が過日なされたところであります。

今日に至る原発の安全対策等については、種々疑問も残るところではありますが、深刻な事態を回避するため、協力をしていかなければならないところであります。

こうした原発問題や社会保障と税の一体改革の行方、更に、EU経済の悪化に端を発した異常な円高と世界同時不況の恐れ、そしてTPP問題等々、これらに対する政策や方向性といったものが、今、国民の目には見えにくくなっており、6月4日に発足しました、第2次野田改造内閣の舵取りに、期待をするところであります。

村と致しましても、この様な事態をしっかり受け止め、且つ、また、分かりやすい村政の運営に努めなければならないと思っていますところであります。

本年度に入りまして、村づくりにおきましては、春先の異常な悪天候にて農作業が大幅に遅れる等の他は、各事業や諸行事等も順調でありまして、議会を始め村民皆様の多大なご協力に、深く感謝とお礼を申し上げる次第であります。

今定例会におきましては、報告案件２件、人事案件２件、条例改正案件３件、一般会計補正予算など、合計８件の案件について、ご審議をお願いするものであります。

		なお、会期中に、公営住宅改築工事契約案件について、追加提案を予定しているところであります。 よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶と致します。
議	長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。
議	長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
議	長	会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、2番高橋さん、3番赤津さんを指名いたします。 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員長		さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。 高橋議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容を報告いたします。 さきに、第2回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ6月1日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から6月21日までの11日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第3、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日より21日までの11日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は11日間と決定しました。
議	長	日程第4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。 久門産業文教常任委員長 (産業文教常任委員会所管事務調査の報告を行った。)
産業文教常任委員長		これで常任委員会の報告を終わります。
議	長	日程第5、一般行政報告を行います。
議	長	

村 長

一般行政報告は文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

岡出村長

それでは口頭にて補足説明をさせていただきます。

1 番の農作物生育状況についてであります。

状況は別紙 1 のとおりでございますが、今年は春先からの融雪の遅れに加えて、長雨によって大幅に農作業が遅れたところであります。

その後、徐々にではありますけれども、天候の回復によりまして、馬鈴薯、甜菜におきましては 4 日から 5 日遅れというところまで回復してございます。また、牧草サイレージ用とうもろこしにおきましては、今のところ順調ということでございまして、今後の天候に期待をいたしているところであります。

2 番目の村営牧場の入牧についてでございますが、別紙 2 のとおりでございます。6 月 1 日現在、510 頭の入牧をいただいたところであります。

今後、酪農家、畜産農家の期待に沿うべく管理をしてまいりたいと思っております。

3 番目、更別村情報公開条例の運用状況についてでございますが、これにつきましては、記載のとおり、平成 23 年度の請求件数、部分公開、並びに不服申立てにつきましてはなかったところであります。

以上報告とさせていただきます。

議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。

議 長

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

日程第 6、報告第 1 号、平成 23 年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

岡出村長

村 長

報告第 1 号、平成 23 年度一般会計繰越明許費の件でございます。

地方自治法第 213 条の規定により、平成 23 年度歳出予算の経費を翌年度に繰越をした件について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、報告をするものであります。

1 枚めくっていただきますと、平成 23 年度一般会計繰越明許費繰越計算書であります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、公用車両購入事業、金額につきましては、2,049 千円、翌年度繰越額、同額であります。左の財源内訳といたしましては、一般財源であります。本件につきましては、平成 23 年度の一般会計補正予算(第 7 号)にて繰越明許をした件でございます。

次に款 6 農林水産業費、項 1 農業費、事業名、道営事業負担金、金額につきましては、108,062 千円、翌年度繰越額につきましては同額でございます。左の財源内訳であります。道支出金が 27,580 千円、村債におきましては、21,700 千円、その他 27,119 千円、一般財源が 31,663 千円あります。本件につきましては、平成 23 年度の一般会計補正予算(第 8 号)におきまして国の補正予算によります道営畑総更南・勢雄地区の前倒し分

		として予算措置をいたしまして、同時に繰越明許した件でございます。 合計といたしまして、金額では 110, 111 千円、翌年度繰越額、同額でございます。その財源内訳であります、道支出金が 27, 580 千円、村債 21, 700 千円、その他 27, 119 千円、一般財源として 33, 712 千円となっております。 以上、報告といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終了し、報告済といたします。
議	長	日程第 7、報告第 2 号、平成 23 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。 報告の説明を求めます。
村	長	岡出村長 報告第 2 号、平成 23 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件でございます。 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 23 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告いたします。 次のページをお願い申し上げます。 平成 23 年度、第 14 期の事業報告でございます。 次のページをお願い申し上げます。 2 ページは貸借対照表でございます。 まず資産の部でございますが、1 の流動資産につきましては、34, 866, 820 円でございます。各項目の説明につきましては、省略をさせていただきます。2 の固定資産であります、736, 941 円、3 の繰延資産につきましてはございませんで、資産の部の合計が、35, 603, 761 円でございます。 負債の部に入りまして、1 の流動負債につきましては 31, 185, 580 円、2 の固定負債、3 の引当金はございませんで、負債の部の合計が 3, 185, 580 円でございます。 純資産の部に入りまして、1 の株主資本といたしまして、32, 418, 181 円、資本金、322, 600, 000 円でございます。以下、お目通しを願うことといたしまして、資本の部の合計では 32, 418, 181 円、負債資本の部の合計として 35, 603, 761 円となったところであります。 次のページ、3 ページをお願い申し上げます。 損益計算書でございます、これにつきましては道の駅さらべつとさらべつカントリーパーク合わせたものでございます。 1 の純売上高でございますが、売上高の合計で 78, 236, 804 円となったところであります。これにつきましては前年比 2, 180, 000 円の減であります。特にはカントリーパークの宿泊者、前年比 8%、416 人の減となりまして、連動いたしまして各収入項目で減となったところであります。カントリーパークの減は 1, 936, 000 円の減でございます。また道の駅さらべつ

におきまして、食堂の売上げが前年比 1,158,000 円の減となっております。これら大きな要因といたしましては、東日本大震災の影響によりまして道外の客が大幅に減少したことと、更に道内のお客さんにおきまして自粛ムードが当初は強くて食堂等の売上げに影響したということでございます。

2 の売上原価の合計でございますが、期首たな卸高といたしましては、3,750,806 円、仕入等の合計では 37,240,649 円、期末たな卸高でございますが 4,014,828 円となりまして、差引、売上総利益につきましては 41,260,177 円となったところであります。

3 の販売費及び一般管理費でございますが、これは 42,974,073 円となりまして、営業利益につきましては、マイナスの 1,713,896 円となったところであります。

4 の営業外収益でございますが、273,828 円となっております。

5 の営業外費用につきましては 9,516 円で、経常利益につきましては差引、1,449,584 円のマイナスとなったところであります。

1 の特別利益はございません。

2 の特別損失でございますが、13,492 円。税引前当期純利益はマイナスの 1,463,076 円、法人税住民税及び事業税、206,000 円を引きますと当期純利益につきましては、1,669,076 円の赤字となったところであります。

次のページをお願い申し上げます。

4 ページは、販売費及び一般管理費の計算内訳であります。これにつきましては、お目通しを願うものであります。

5 ページをお願い申し上げます。

株主資本等変動計算書でございます。

内容的には、今期 1,669,076 円の赤字ということでございまして、これまでの利益準備金 97,800 円、利益余剰金 1,389,457 円を赤字補てんいたしました。更に資本金の 32,600,000 円のうち 279,619 円を赤字の補てんということで充当したということでございます。

次の 6 ページから 7 ページにつきましては、お目通しをお願い申し上げます。

次に 8 ページにまいりまして、これは道の駅さらべつの損益計算書であります。

1 の純売上高につきましては、62,294,365 円となりました。前年比 524,000 円程売上げが伸びてございますけれども、この伸びの要因は東松島市への支援物資を購入いたしたところから、これらの支援物資の売上げが伸びたと見込んでございます。以下、お目通しをいただきまして、当期純利益につきましては 1,797,240 円のマイナスということになります。

次のページは道の駅さらべつの販売費及び一般管理費の計算内訳でありますので、お目通しをお願い申し上げます。

次に 10 ページ、さらべつカントリーパークの損益計算書でございますが、1 の純売上高につきましては、15,942,439 円となつております。全体として売上げ前年比 2,922,000 円の大幅減となったところであります。

て、原因は先程申し上げました大震災の影響が大きく響いてございまして、年度当初につきましては、道外客がほとんど入らなかったということで大きく影響したところであります。以下、お目通しを願ひまして、当期純利益につきましては、128,164 円の黒字になってございすけれども、前年度と比較いたしまして大幅に黒字幅が減少したということでありす。

次に 11 ページ、さらべつカントリーパークの販売費および一般管理費の計算内訳であります。これにつきましても、お目通しをお願い申し上げます。

12 ページの役員名簿でございすが、名簿中、これまで代表取締役を務められました三ツ山忠氏のご勇退、辞任によりまして、後任役員として江本信吉氏が就任してございす。また株式会社マルハニチロ北日本の人事異動によりまして、芦田氏から後藤氏に役員が変更となつてございす。

次に 13 ページをお願い申し上げます。

資料としてお示しをしてございすが、平成 23 年度営業日数につきましては、正月休み以外、営業ということになってございす。

平成 23 年度利用状況につきましては、お目通しをお願いするものであります。

このように平成 23 年度は厳しい厳しい状況となりましたが、本年度に入りまして、客足が回復傾向にございまして、売上げが伸びてきております。

特に整備いたしましたカントリーパークのミニコテージにつきましては、利用者の評判も上々とのことでございまして、期待をいたしているところであります。

何と申しましても厳しい情勢にピーアールとサービスの向上にこれは懸かっているわけでありまして、新体制の中で新たな展開を期待しているところであります。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

6 番 堂場議員

6 番 堂場さん

大震災の影響でかなりお客さんの数が減っている、金額もかなりマイナスになっているという説明でございす。よくわかります。

それで今まで前年、例年、どれ位の道外の客数があつたのか。

議 長
副 村 長

三好副村長

詳細な数字というのはおさえていないのですけれども、今回の定例の株主総会の時に会社側から説明があつたのは、通常年、20 パーセント程度道外客に利用していただいている。これはカントリーパークでございすけれども、それが今期の 23 年度につきましては 5 パーセントに減少したということで、その減少が今回の数字に大きく影響したということで報告を受けてございす。

議長
5 番久門議員

今まで道外の利用者の構成比率が 20 パーセント程度、それが 23 年度は 5%程度に落ち込んだということでございます。

5 番 久門さん

今、同僚議員からも質問がありましたけれども、カントリーパークの利用減は平成 23 年 3 月に大震災があつて、村長もその影響があつたと言われております。そのことがわからないわけではないのですが、この利用というのは決算でも出しておられますけれども 18 年から 22 年までの決算の中においても 22 年度までにかかなり下がってきているのです。震災前にもう下がってきているのです。そこを少し厳しくおさえる必要があつたのではないかということと、これは要因としては色々あるかと思います。今日的な社会情勢の変化、レジャー観光の多様化等とか、一方では子供達と一緒に来られない、それは少年団活動とか学習塾とか子供達も新しい昨今から始まった新学習指導要領の実施だとか色々なものが諸々とかみ合つて日程的にも忙しい、だからキャンプ場に親と一緒に同伴で来れないという部分もあるのです。ただ震災のためだけでこれだけ落ちたのか、そのところをもうちょっと検証してみる必要があると思っております。今後の対策になるのですが、このまま 3 年連続赤字決算ですから、このままで行くと大変なことになると思います。それで村長も言われましたけれども今年度に入ってから出足は良好だと、キャンプ場のミニコテージについては。そういう話もありますのでもうちょっとこれからのキャンプ場のピーアールだとか色々なものを積極的に行っていく必要があるのではないかと。地元にいる人でもなかなかその実態がよくわからないということなので、わかる範囲で説明願いたいと思います。

議長
村 長

岡出村長

この道の駅とカントリーパークを分ける場合、カントリーパークの方はずっと黒字であるわけでありまして、赤字の部門は道の駅の部分がずっと赤字だということでありまして、このバランスをいかに取っていくかということでございますけれども、やはりカントリーパークの部門で道の駅の赤字を吸収してきた面がございますが、キャンプ場におきましてはご質問のとおり年々減少している。そこに震災の影響でぐっと落ち込んでしまったということでございますので、今後はそれらも検証してやはりこれだけ子供の減少がありますと子供ばかりに期待してはいけないということになってきますので、やはり若者をターゲットにするとか、そういうところらシフトしていかなければならないと思つているところであります。この辺を指定管理者側と十分に話し合いをしながら進めていかなければならないと思ひますし、道の駅の赤字が続いているわけですが、道の駅につきましては、やはり特産品開発と言ひましようか、目玉の商品が急がれるわけでありまして、先程、産文委員長からの所管事務調査の報告があつたように、私どもはこれらを村内の産業界にお願いをいたしまして、私どもは努力して売れる商品を何とか早めに作り上げていきたいと思つているところであります。また、ご不明な点はご質問いただきたいと思います。

議長
村 長

5 番 久門さん

5 番久門議員		そこで指定管理者に対して、村と指定管理者との契約ですから経営内容についてはどこまでお話が出来るのか、指導が出来るのか、また村と一緒にやっていける部分があるのか、この辺は私どももわからないのですが、わかる範囲でご説明願いたいと思います。
議 長 村 長		岡出村長 その指定管理者に委託しているわけでありますけれども、3年間の契約でございますので、その間、これは特殊な案件が出てきた場合は別でありますけれども、契約した内容で3年間やってもらう。そのために委託費を固定してきて増減しないということになっていきますので、赤字になれば赤字分、会社の持ち出しということになります。しかしながら、私どもはあの施設をやはり作った大きな目的というのがありますので、その目的を達成するためにはやはり期間中におきまして色々と改善方策を講じて目的を達成するために指定管理者の方と十分話し合いをしながらやっていかなければならないと思っていますところ。ただ、一般的な経費だとか経営のやり繰り、また新たな事業の展開等につきましては、あまり口出しをしますと自由な営業活動と言いますか、民間の理念から外れてきますので、その辺のバランスを取りながらやっていかなければならないと思っていますが、いずれにしてもあそこを作った時の目的、また施設につきましては村民の財産でありますので、その辺はバランスを取りながらやっていかなければならないと思っていますところであります。
議 長 5 番久門議員		5 番 久門さん 最後に1点だけ確認したいのですけれども、あそこのミニコテージが4月1日から5棟オープンになりました。利用料金はいくらになっていますか。
議 長 産業課長		安部産業課長 ミニコテージの料金につきましては、トレーラーハウスと同様の1泊10,000円という形になっております。
議 長 5 番久門議員		5 番久門さん 14,000円は何のことを言っているのですか。
議 長 産業課長		安部産業課長 すいません説明不足でした。 入場料等も含めて14,000円という形になっております。 宿泊の施設利用料が10,000円と施設に入る入場料等を合わせてその金額となっております。
議 長		この際、答弁調整のため暫時休憩いたします。(10時43分)
議 長		休憩前に引き続き会議を開きます。(10時44分)
議 長 産業課長		安部産業課長 条例上は14,000円となっておりますけれども、指定管理の委託契約上、申し入れがあれば指定管理者の方で使用料を決められるという形で10,000円という形にさせていただいております。
議 長 7 番本多議員		7 番 本多さん 先程から両方合わせてマイナスということで、去年は震災だから赤字に

議長
産業課長

なったというお話でございますけれども、これから今年、高規格道路で更別インターチェンジが開通するというので、これでまた道の駅というのは大きく交通の流れも変わってくると思うのでますます厳しい状況になると思います。そういったことでピーアールと言いますか、今年からミニコテージも出来たわけですが、なかなか好評というお話でありますので、こういうことはホームページを立ち上げて全国どこでも確認出来るような、申し込みも出来るようなことも考えていかなければならないのかなと思いますけれども、僕らもホテルを取る時はホームページで取ったりしますので、そういったことも考えていかなければならないかなと思うので、その辺についてどうでしょうか。

安部産業課長

ホームページ関しましては、新年度予算で見えておりますけれども、村で整備をいたしまして、今、指定管理者と内容を調整して、7月の中旬までにピーアールの分を立ち上げるということで、ホームページを立ち上げただけで終わるということにはなりませんので産業振興公社の職員が使えるなければなりませんので、教育も含めて順次展開していくという方法になっています。中では特産品の販売に関しましてもホームページ上で受け付ける、先程申しましたカントリーパークの宿泊に対しても受け付けるということを順次展開していきたいと考えております。以上です。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長
議長

これで質疑を終了し、報告済といたします。

日程第8、諮問案第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

推薦内容の説明を求めます。

岡出村長

村長

諮問案第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件であります。人権擁護委員法、第6条第3項の規定により次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

意見を求める方は、更別村字更別南1線89番地51、剣持壽一氏、昭和26年1月27日生まれでございます。剣持壽一氏は前職役場職員でございまして、議会事務局長、保健福祉課長等、要職を務めた方です。この度、前任者でございます安江勝明氏のご勇退に伴いまして、後任者として推薦申し上げるものでございます。

任期につきましては、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間でございます。

よろしく願い申し上げ、提案説明といたします。

議長

説明が終わりましたので、これから本件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

		本件は人事案件でありますので討論を省略いたします。 これから諮問案第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決いたします。 原案によるものを適任と認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、原案によるものを適任者と認め、推薦に同意することに決定しました。
議	長	日程第 9、議案第 24 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第24号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。 更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 同意を求めます方は、更別村字更別西4線17番地6、渡 典夫氏でございます。昭和29年7月15日生でございます。 渡氏におかれましては、平成18年8月1日から本委員を務めていただいておりますが、この度再任をお願いするものであります。 任期は平成 24 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までの 3 年間となっております。 ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
議	長	これで質疑を終わります。 本案は人事案件でありますので討論を省略いたします。 おはかりいたします。 ただ今議題となっております議案第 24 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、議案第 24 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。
議	長	この際、11 時 05 分まで暫時休憩いたします。(10 時 52 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 05 分)
議	長	日程第 10、議案第 25 号、更別村印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

村 長	岡出村長 議案第25号、更別村印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 1の理由でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い関連条文等の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。 今般の法改正と関連いたしまして、印鑑の登録及び証明に関する条例の改正、手数料条例の改正並びに公共下水道条例の改正が必要となりまして、改正させていただくものであります。 これら改正につきましては、各所管課をまたぐものでございますが、一括いたしまして荻原住民生活課長から2の要旨を含めて補足説明をいただきますのでよろしくお願い申し上げます。 以上、提案説明といたします。
議 長 住民生活課長	荻原住民生活課長 （議案第 25 号、更別村印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。）
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第 25 号、更別村印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 11、議案第 26 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村 長	岡出村長 議案第 26 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。 1の理由であります、出張等の記述について、更別村職員の旅費に関

		する条例及び更別村役場庶務規程との整合を図ることから、この条例を制定しようとするものであります。 2の要旨につきましては、出張等の項目を削除するということでございます。 次のページが更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。 現行と改正後の対照表を載せてございますが、現行の出張及び外勤の第11条の条文中、出張等を命ずる規程につきましては、更別村職員の旅費に関する条例第4条第1項第2項及び更別村役場庶務規程の第47条第1項にも規程されております。 次の第12条の条文中、第1項に規程いたします出張等の用務完了後の報告につきましては、更別村役場庶務規程の第47条第5項で、また次の第2項の出張等に変更が生じた時の指示等につきましては、更別村職員の旅費に関する条例第4条第4項と第5条にて規程をされているところであります。 今般、国家公務員の勤務時間法や人事院規則に照らし合わせまして、現行第11条と第12条を削除いたしまして重複規程を整理するものでございます。 附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するということにさせていただきます。 以上、提案説明といたします。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第26号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第12、議案第27号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
議	長	
議	長	
議	長	
議	長	
村	長	議案第27号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の

件であります。

更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨であります、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、国民健康保険税の所得割を賦課する場合において震災特例法に規定する被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の課税の特例となる譲渡期限を3年から7年に延長する特例を定める。

次のページが改正条文の本文でございますが、現行と改正後の対照表としてお示しをしておりますが、付則といたしまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例とすいうことで、15項、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とするものでございます。

この規程によりまして、先程要旨で説明申し上げましたとおり、特例期間を3年から7年に延長するというところでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用することとさせていただきます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

（ありませんの声あり）

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

（原案賛成の声あり）

議長 これで討論を終わります。
これから議案第27号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、議案第28号、平成24年度更別村一般会計補正予算（第2

		号) の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 28 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算（第 2 号）の件でございます。
		第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,714 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,035,582 千円とするものであります。
		第 2 項以下につきましては、お目通しを願うものであります。
		今般の主な補正内容であります、国の制度改正によりまして、こども手当から児童手当に変更となることから関連する補正、また上更別グループホーム改築にあたりまして、国の補助が採択となりまして、これに伴う関連する補正、農業体質強化事業、これは暗渠整備でございますが、この実施に伴う追加の補正、更にグレーダーの更新を予定してございましたけれども、国の補助が不採択となりまして減額措置をするということで、これに関する補正、このようなものが主な内容となっているところであります。なお、詳細につきましては、三好副村長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。
		以上提案説明といたします。
議	長	三好副村長
副	村 長	（議案第 28 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算（第 2 号）の件について、補足説明を行った。）
議	長	この際、昼食のため、13 時 30 分まで暫時休憩いたします。（12 時 50 分）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（13 時 30 分）
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		4 番 松橋さん
4 番松橋議員		農業体質強化事業分担金で暗渠が 8 ヘクタール認可ということですが、申し込みというか、何ヘクタール上がってきて 8 ヘクタールが許可になったのですか。
議	長	安部産業課長
産業課長		平成 20 年 2 月に取りまとめしたところ、24、25 年度の両方で要望を取りまとめまして、21 件ありました。そのうち 24 年度は 19 件で 37.74 ヘクタール、25 年度は 24.25 ヘクタールの申し込みがありまして、そのうち 24 年度は 8 ヘクタールが採択となっております。
議	長	4 番 松橋さん
4 番松橋議員		残りの分は来年度、25 年度の見通しはどのようなのですか。
議	長	安部産業課長
産業課長		道で割り当てられている予算が全体的に少ないものですから、来年度は 24 年度の残りの分と 25 年度を合わせて 53.99 ヘクタールを要望していく予定でありますけれども、当たる分については正確なところ 25 年度予算がないのでわかりませんが、割合的にいくと今年で 5 分の 1 程度で

議長
4 番松橋議員

すので同じくらいではないかと思われます。

4 番 松橋さん

そうしますとかなり厳しく考えないとならないということですか。

そうなりますと今年 5 月上旬に雨が降りまして色々なことがありましてけれども、見てご承知かと思えますけれども更別村は農地の水については心配ないのかなと思ってはいたのですけれども、道路縁や低みやら非常に今年災害というか金額的には小額でしょうけれどもまだまだ暗渠、明渠が必要だと思うので、その辺、今年のことを踏まえすと国も全体では農業予算を削っているから道費でお願いすることになるのでしょうかけれども、その考えが村長にあればお聞きしたいのですけれども。

議長
村 長

岡出村長

今回の暗渠の交付金事業につきましては、これはもう更別村だけではなくて要望が極端に多いわけです。ですから、要望どおり採択となっていないところであります。更別村は道営事業も今やっている最中でありまして、あまりにも採択が少ないということになりますと、道営事業との絡みでやれるだけやっていきたい。ですから単にこれが採択にならなかったから本当にやらなければならない所までのみとするのではなくて、道営事業との絡みで折半して努力してまいりたいと思っております。

議長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

採択にならなかったということでグレーダーを取り消してタイヤの分だけは直しますということはグレーダー自体は本体は大丈夫という理解でよろしいですか。

議長
建設水道課長

三品建設水道課長

一応、耐用年数という部分からいきますと、まだあるなとは思っております。今 15 年経過しているのですけれども、部材等についてはまだ確保してあるということで、何とか使えるのではないかなというふうに思っているところでございます。

議長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

最初、報告の中で道の駅でトイレの管理料が今回若干ですけれども入っております。今、道の駅におそらく道からトイレの委託料が何かで入ってきたと思うのですが、金額を教えてください。

議長
議長
議長
産業課長

この際、答弁調整のため暫時休憩いたします。(13 時 36 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 36 分)

安部産業課長

今まで駐車公園管理委託金 2,320 千円を当初予算で計上しておりましたけれども、今回緊急対応分ということでこの金額を補正させていただくということであります。ただこの金額は緊急対応の分がない場合においては、指定管理者には支払われないことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長
4 番松橋議員
議長

4 番 松橋さん

直接的に産業振興公社にストレートに支払われるということですか。

安部産業課長

産業課長
議 長
1 番高木議員

そのままストレートに支払われるということになります。

1 番 高木さん

太陽光発電システムの助成の関係ですが、すごく申し込みもたくさん来て追加して行いたいということですが、先般、総務厚生常任委員会の所管事務調査で色々と勉強させていただいた中で今の太陽光システムの助成に対する申請においては、書類等を提出して出来上がった時点では写真で確認をしていますということで聞いています。その中で出来れば出来上がった後にもきっちりと現場で確認してその後の使用状況も確認してはどうかという部分も加えてあったのですが、今年度になりましてそういう部分に関しての助成に対する対応についてお聞きしたいと思います。

議 長
建設水道課長

三品建設水道課長

今ご指摘のとおり色々と審査の段階では書類等を吟味して確認をしている所であります。それから今年度につきましては、まだ現場的な部分で完了届が出て来ていないものですから、現場等での検査等には従前通りの検査通りなものですから、ご指摘の部分での項目につきましては今年度の検査からやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長
1 番高木議員

1 番 高木さん

今年からやっていくということでその部分をきっちりとしていって欲しいと思っています。

まだ先の話になりますが、蓄電の技術も色々と研究され始めて将来的は家庭用にも蓄電の設備等の設置ということも将来的には考えられてくると思うのですが、今パネルということで住宅に補助を行って件数が増えてきたら蓄電の設備の時期になった時にはまた助成ということは考えているのでしょうか。

議 長
副 村 長

三好副村長

蓄電につきましては、現状の中ではまだ普及というところにはなかなか技術的、金額的にもいっていないのかなと思うのですが、今後、そういうような状況になりましたら、やはり見極めていかなければならないということを考えていますとともに、今もうすぐ国で決まるかなと思いますが、14 の発電施設の部分で買い取り金額が 6 月中旬にははっきりするようなお話も聞いております。それでこれにつきましては大規模発電所の部分が買い取りに該当してくるのですが、その辺りも踏まえた中で太陽光発電については事業所用、住宅用ということで村の助成を設けてございますけれども、今後、国の動向を踏まえて事業用の部分も助成ということで検討してまいりたいなというふうに考えておりますのでトータル的に蓄電からメガソーラーまで色々な分野に対応できるような助成制度の検討を現在進めているところでございます。

議 長
5 番久門議員

5 番 久門さん

グループホームの敷地の関係なのですが、この度の予算の中で村有地売り払い収入で 3,286 千円見ておられます。平米あたり 1,825 ということでこの金額なのですが全体の敷地の面積、このグループホームに要す

		る面積、そういう平面を予算資料でいただいておりますので、それは口頭で説明いただかないとわからないのかと思っております。防火水槽だとか NTT の鉄塔だとか車庫の用地はどうなったのかとか、その全体図の中で今回売り払う面積は本当は図で示して欲しいのですけれども、口頭で説明するよりかは後でもいいから図面を提示してあげれば 1 番ありがたいと思っています。
議	長	この際、答弁調整のため暫時休憩いたします。 (13 時 43 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (13 時 44 分)
議	長	金曾保健福祉課長
保健福祉課長		申し訳ございません。図面につきましては後程、提出させていただきたいと思います。概要でございますけれども、更別のグループホーム建設用地につきましては、2661.67 平米となっておりまして、そのうち 6 筆の 1825.78 平米を今回村の土地を売り払いするものでございます。お話にありました NTT の鉄塔については、そのまま残る予定でございます。なお、建物につきましてはこの鉄塔を外した形で考えておりますので支障はないものと考えております。また役場の車庫につきましては、このまま使う予定でございます。以上でございます。
議	長	5 番 久門さん
5 番久門議員		今、概略を説明いただいたのですが、その範囲のことを私どもも大体わかっているのですが、出来れば図面で示していただければ、なおよろしいかと思っております。以上でございます。
議	長	他に質疑はありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第 28 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算 (第 2 号) の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 14、意見書案第 2 号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		1 番 高木さん
1 番高木議員		道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提案理由を申し上げます。
		内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針」にもとづき、募集停止や再編・統合を行っています。

再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じており、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化や、経済、産業、文化などに影響を及ぼし、結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等で精神的・身体的な負担が増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれたといった実態も報告されています。

また、キャンパス校や小規模校のある地域にも不信と不安をもたらせています。

「新たな指針」にもとづく「配置計画」がすすめば、北海道の高校の約44%がなくなることになり、これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、地域に高校を存続させ、子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのために、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出すことを求め、別紙意見書を、赤津議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由いたします。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり) |
| 議 | 長 | 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり) |
| 議 | 長 | これで討論を終わります。
これから意見書案第2号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。 |
| 議 | 長 | 日程第15、意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成25年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
3番 赤津さん |

3 番赤津議員

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 25 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保など教育の機会均等を保障するものです。この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を 2 分の 1 へ復元するなどの拡充が必要です。

文科省は 35・30 人学級の実現等をめざした「新・教職員定数改善計画」を策定しましたが小学校 1 年生の 35 人学級の実現にとどまりました。子どもたちに行き届いた教育を保障するため、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、「新改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30 人以下学級」の早期実現が不可欠です。

教育現場においては、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。このことから、別紙意見書を、松橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由いたします。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから意見書案第 3 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 25 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議長

日程第 16、意見書案第 4 号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4 番 松橋さん

4 番松橋議員

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなっています。

生活保護費との乖離額が最大である北海道としては、その乖離を速やかに解消することが、喫緊の課題です。

法定労働時間フルに働いても、税込み月額 12 万円程度、年額でも 140 万円程度にしかならず、昨年度 14 円引き上げ改定に伴う影響率は 10.1%、パートに至っては 26.7%となっており北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかなです。「最低限の生活の保障水準」として示された「時間給 870 円、月額 144,000 円」とはほど遠いものです。

特に北海道は、非正規労働者比率が 4 割と高く、低賃金・最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域であり、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要です。このことから、別紙意見書を、久門議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由いたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。
これから意見書案第 3 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 25 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議 長

おはかりいたします。
議事の都合により 6 月 12 日から 6 月 19 日までの 8 日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議

長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、6月12日から6月19日までの8日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(14時00分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 6 月 11 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 赤 津 寛一郎